

演題発表時の利益相反状態開示方法について

学術集会における演題発表時の利益相反状態開示方法は以下のとおりとします。

1. 開示しなくてはならない筆頭演者

臨床研究に関するすべての発表において、利益相反状態の有無にかかわらず開示しなくてはなりません。

2. 発表における開示方法

演題名・演者名・所属のスライドの次のスライド（第2スライド）に、以下に示すひな形に準じたスライドを提示したうえで、利益相反状態の有無を述べてください。演題名・演者名・所属のスライドがない場合は、このスライドが第1スライドとなります。

ポスター発表の場合も上記に準じ、発表ポスターとともに掲示してください。

<利益相反状態にある場合のひな形>

第〇〇〇回関東連合産科婦人科学会総会・学術集会 利益相反状態の開示 筆頭演者氏名：〇〇 〇〇 所 属：△△△△産婦人科

私の今回の演題に関連して、開示すべき利益相反状態は以下のとおりです。

役員・顧問職/寄付講座所属	〇〇製薬株式会社
講演料など	□□製薬株式会社
研究費/奨学寄付金	株式会社××ファーマ

<利益相反状態にない場合のひな形>

第〇〇〇回関東連合産科婦人科学会総会・学術集会 利益相反状態の開示 筆頭演者氏名：〇〇 〇〇 所 属：△△△△産婦人科

私の今回の演題に関連して、開示すべき利益相反状態はありません。

※上記のひな形（PowerPoint プレゼンテーション）は学会ホームページからダウンロードできます。

※開示する利益相反状態は会誌2号・3号（抄録号）に掲載される抄録（もしくは講演要旨）提出前1年間のものとします。

※利益相反状態の有無の基準は本学会の「利益相反に関する指針」に則り、以下のとおりです。

- 1) 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職、寄付講座に所属する者については、1つの企業または団体からの報酬額が年間100万円以上。
- 2) 研究に関連した企業の株の保有については、1つの企業について1年間の株による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上、または当該企業の全株式の5%以上。
- 3) 研究に関連した企業、団体からの特許権使用料については、1つの特許権使用料収入が年間100万円以上。
- 4) 研究に関連した企業、団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については、1つの企業または団体からの年間の日当が合計50万円以上。
- 5) 研究に関連した企業、団体からパンフレットなどの執筆に対して支払われた原稿料については、1つの企業または団体からの年間の原稿料が合計50万円以上。
- 6) 研究に関連した企業、団体から提供された研究費については、1つの臨床研究に対して支払われた総額が年間200万円以上。奨学寄付金（奨励寄付金）については、1つの企業または団体から1名の研究代表者に支払われた総額が年間200万円以上。
- 7) その他の報酬（研究とは直接無関係な旅行、贈答品など）については、1つの企業または団体から受けた報酬が年間5万円以上。